

# 住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税・県民税の申告時期がまいりました。この申告は市民税・県民税の課税資料並びに所得証明、納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

申告書の提出期限は三月十五日までですが、市税務課ではつぎの日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

## ◎申告をしていただくかた

- 昭和五十七年一月一日現在、都留市内に住民登録のあるかた、または実際に市内に居住しているかたで、つぎに該当するかたは、昭和五十六年中の所得を申告してください。
- (1) 事業所得（営業、農業、その他の事業）配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあつた人。
  - (2) 給与所得のほかに所得がある人や、給与を二箇所以上から受けている人。
  - (3) 給与所得のみのかたで、つぎに該当する人。
  - (7) 勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人。
  - (4) 雑損控除、医療費控除を受

- (4) 昭和五十六年中に退職した人。その他の所得のある人で所得税の確定申告をする必要のない人。
- (6) 都留市内に住所がなく、家屋敷、店舗、事務所、事業所等をする人。

## ◎申告をお持ちいただくもの

- (1) 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）。
- (2) 昭和五十六年中（一月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの。
- ア 給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している者は除く）または事業主の証明書（大工・左官・とび職等に従事する職人で賃金を受けている人は、日給、一箇月に働く日数、平均月収額、年間所得額）。
- イ 営業所得者、不動産所得者等は収支のわかる帳簿等。
- 農業の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積、収獲量、養鶏・養豚は頭羽数、養蚕は掃きたて数量。
- ウ 生命保険等の領収書または証明書。
- エ 医療費の領収書、保険などで補てんされる金額。
- オ 学生のかたは学生証が在学証明書。

## 申告相談日程表

| 地区   | 会場      | 月日          | 対象地区                           |
|------|---------|-------------|--------------------------------|
| 盛里地区 | 与繩青年会館  | 2月16日㊦      | 日影、日向、上手                       |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月17日㊦      | 馬場、神門、久保、曾蛙、大平                 |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月17日㊦      | 厚原、平栗、加畑                       |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月17日㊦      | 上大幡、高畑                         |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月18日㊦      | 金井、中津森、下大幡                     |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月19日㊦      | 月見ヶ丘、四日市場                      |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月22日㊦      | 小形山、田野倉                        |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月23日㊦      | 古川渡、井倉、川茂                      |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月24・25・26日 | 所得税市受付対象者<br>税務署出張申告相談         |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 2月25・26日    | 税務署出張申告相談                      |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月1日㊦       | 十日市場                           |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月1日㊦       | 境                              |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月2日㊦       | 古渡、沖、宮下                        |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月3日㊦       | 下夏狩、上夏狩                        |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月4日㊦       | 桂町、井籠峽                         |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月5日㊦       | 三吉地区全域                         |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月8日㊦       | 開地地区全域                         |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月9日㊦       | 田原一丁目、田原四丁目、上谷一丁目、上谷二丁目        |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月10日㊦      | 上谷三丁目、上谷六丁目、川棚、上谷              |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月11日㊦      | 中央一丁目、中央四丁目、つる一丁目、つる二丁目        |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月12日㊦      | つる三丁目、つる五丁目、下谷一丁目、下谷四丁目、羽根子、下谷 |
| 宝地区  | 盛大小平栗分校 | 3月15日㊦      | 地区の指定日に相談を受けなかつた方              |

（毎日午前9時30分～午後4時）

## ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和五十七年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有しているかたは、その資産や課税価格などを確かめてください。

(1) 縦覧期間  
三月一日～三月二十日  
時間は午前八時三十分～午後五時。土曜日は正午まで（日曜・祭日を除く）

(2) 縦覧場所  
市役所税務課  
なお、縦覧の結果、登録された

事項についてご不審がある場合は三月三十日までに文書で、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。申出の場所は、固定資産評価審査委員会（事務局は税務課内）です。

※ 今年には評価替えの年に当るため、地方税法改正の関係で前記の縦覧期間が変更になることが考えられますが、もし変更になった場合は、改めてお知らせいたします。